

2025年8月21日
株式会社USEN TRUST

令和7年8月20日からの大雨にかかる災害により 被害を受けられた皆さまへ

令和7年8月20日からの大雨による災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、当社カスタマーインタラクショナルセンターへご連絡ください。

株式会社USEN TRUST カスタマーインタラクショナルセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
秋田県	仙北市	8月20日